

管内生産動態統計集計結果 利用上の注意

この集計は、統計法に基づく経済産業省生産動態統計調査規則(基幹統計)により実施された主要製品の生産・出荷・在庫の2019年調査集計結果を編集公表するものです。

毎月の調査結果は、「東海北陸経済情報」として公表していますが、月報公表後、数値の補正が行われることがあります。この年集計結果はこれを補正しています。

なお、全国値については、経済産業本省にて定期的に過去に遡及し修正される場合がありますので、ご注意ください。全国値の最新データについては、下記のホームページアドレスをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/index.html>

1. 調査項目の定義について

(1) 製 品

①生 産

ア. 調査の対象事業所(以下「調査対象」という。)が、国内で実際に生産(受託生産を含む。)した製品の数量をいいます。ただし、仕掛中の半製品は除きます。ここでいう製品とは、修理改造、再製品を除く最終の社内検査又は立会い検査を完了したものをいいます。なお、生産には、調査対象で他の製品に加工又は消費するために生産したのものも含まれます。

イ. 生産金額は、生産数量を契約価格又は生産者販売価格により評価した金額をいいます。ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

②出 荷

調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量をいいます。

なお、出荷は原則として「販売」数量ですが、品目によっては、「販売」に「その他出荷」を含めています。

(販 売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者(消費者を含む。)である委託者へ出荷したもの

エ. 同一調査品目群に属する製品(同一調査票に掲げる品目)を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの(全くの転売品)

(その他)

ア. 同一調査品目群に属する製品を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

- イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの
- ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの
- エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者(委託者)へ出荷したもの
- オ. 自家使用したもの(自工場施設などへの投資、見本用、贈答用、試験研究用など)
- カ. 自己消費したもの(ただし、消費を調査していない場合のみ)

③月末在庫

調査対象が生産した調査品目の製品及び受入品で、調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に、実際に保管してある製品の数量をいいます。

2. その他

- (1) 単位未満を四捨五入しているため、年計が各月の積み上げと一致しない場合があります。
- (2) この年報に掲載された統計を他に転載するときは、必ず全国は「経済産業省(大臣官房調査統計グループ)」、管内は「中部経済産業局」の資料による旨を明記してください。
- (3) 調査対象事業所の見直し及び調査票改正などにより、数値の接続しない品目があります、詳細については「<参考> 断層発生に伴う数値の接続について(接続係数一覧)」を参照してください。